

報 道 配 布 資 料

平成25年(2013年) 3月22日

所 属 名	所属長名	部局長名	担当者職・氏名	連 絡 先
公立大学法人 山口県立大学	理事長 江里 健輔	社会福祉学部長 草平 武志	准教授 重岡 修	083-928-4774
		経営企画部長 渡辺 隆之	企画G主査 佐々木雄士	083-928-3417
発表内容の 関係地域	全県、岩国、柳井、周南、山口、防府、宇部、山陽小野田、下関、長門、萩、首都圏			

1 件 名

3月26日(火) 「調印式」及び「予算記者発表」のお知らせ

2 概 要

山口県立大学では、3月26日(火)午前、次のとおり行事等を予定していますのでお知らせします。

■「社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会」との包括的な連携協力に関する覚書調印式について

この度、社会福祉実習教育を通じて地域の福祉の増進及びソーシャルワーカー養成を目的とした協力関係を形成し、地域の総合的な福祉の発展に寄与するため覚書を締結することとし、次のとおり調印式を行いますのでお知らせします。

なお、本学社会福祉関連では、初めての覚書締結となります。

- ・日 時 平成25年 3月26日(火) 午前10時30分から
- ・場 所 山口県立大学 本館2F大会議室
- ・内 容 ①覚書締結に至る経緯及び概要の説明
②覚書調印
③両者代表挨拶

※ 経緯等については、別添資料を参照ください。

■平成25年度当初予算に係る記者発表について

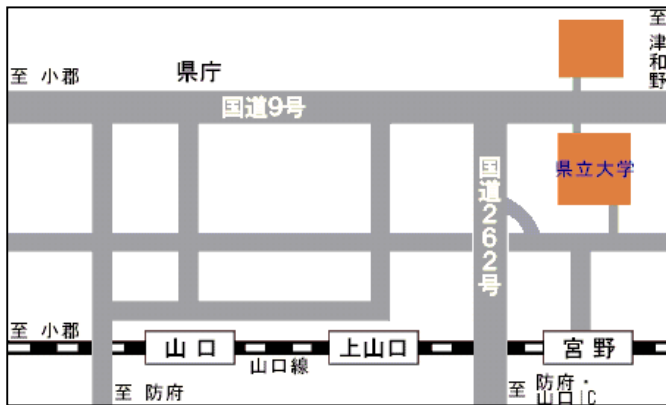
調印式に引き続き、次のとおり行います。

- ・日 時 平成25年 3月26日(火) 午前11時から
- ・場 所 山口県立大学 本館2F大会議室
- ・内 容 平成25年度当初予算の概要
(グローバル人材育成事業、キックオフイベントのご案内)

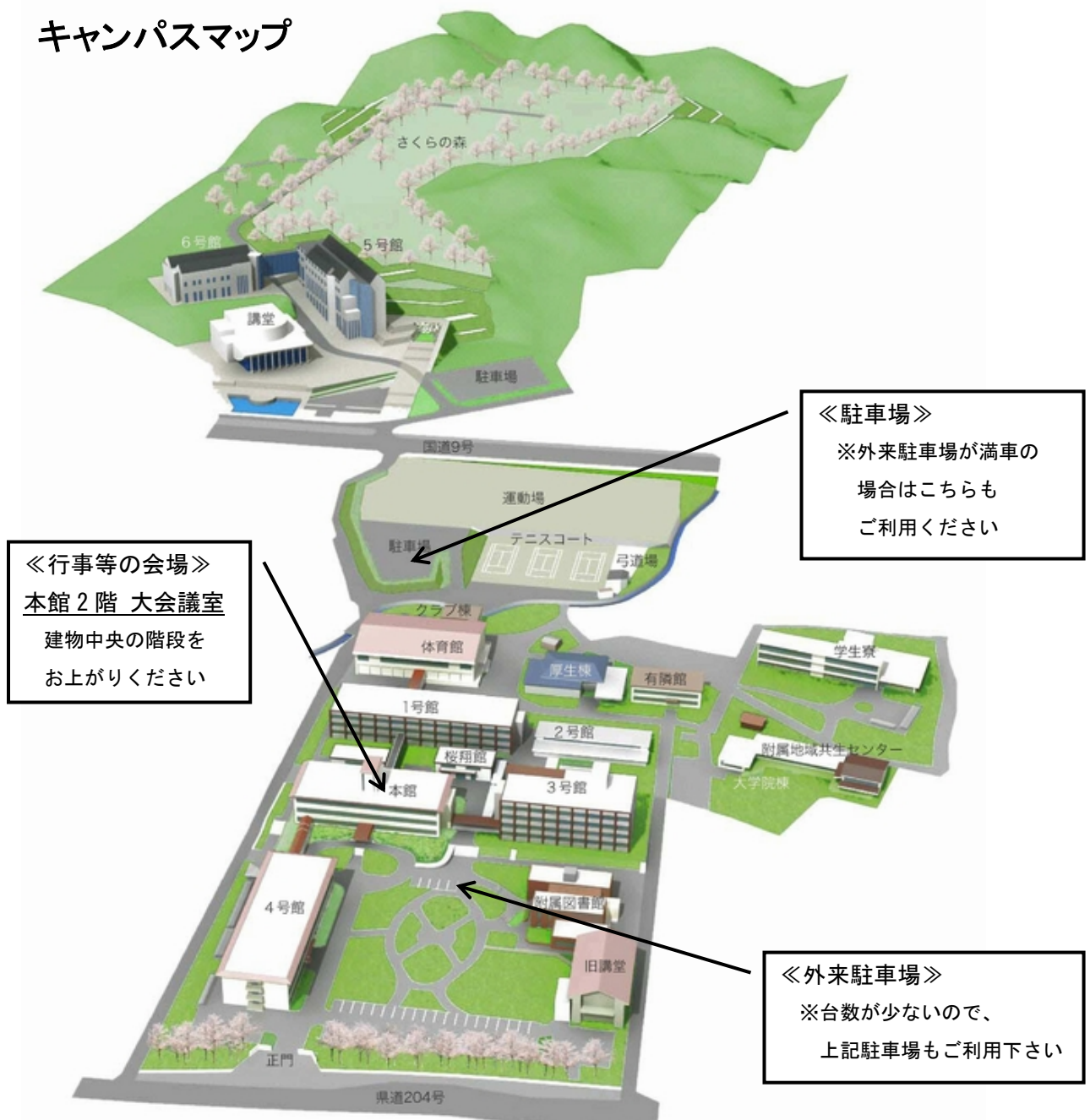
公立大学法人山口県立大学
〒753-8502 山口市桜島3丁目2番1号
Tel 083-928-0211 Fax 083-928-2251
(地図・裏面)



県立大学への交通アクセス



キャンパスマップ



公立大学法人山口県立大学と社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会との包括的な連携協力に関する覚書調印について

山口県立大学社会福祉学部では、相談援助の専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士を養成している。その養成課程における重要な教育内容には、社会福祉施設等での相談援助実習が定められており、本学部開設以来、地域の社会福祉施設との協力関係を築き上げながら、毎年度学生の相談援助実習を行っているところである。

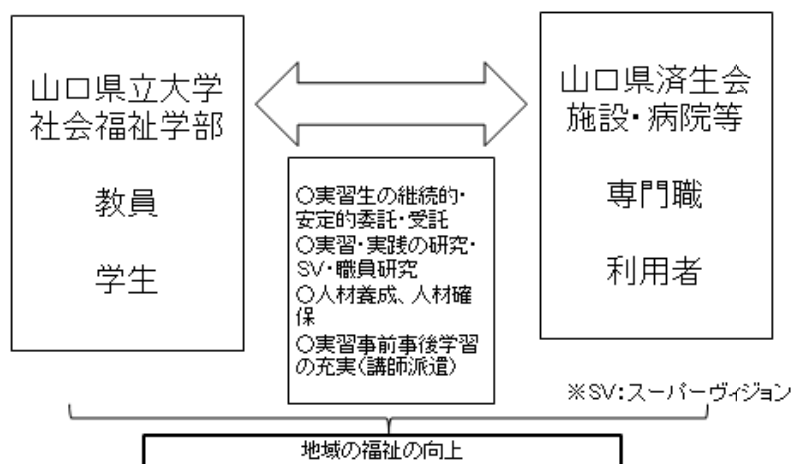
山口県済生会の所管する複数の高齢者福祉施設、障害者福祉施設、病院等は、大変重要な相談援助実習教育の場として、毎年度多くの山口県立大学社会福祉学部の学生の実習教育指導が行われている。これまでも、多くの卒業生が山口県済生会に就職し、専門職として業務を担い、地域の福祉の向上に貢献している。

また、山口県済生会の職員が、本学部の非常勤講師として、学生の相談援助実習に関する事前、事後学習の指導を行い、さらに、山口県済生会の職員が山口県立大学大学院を修了し、研究活動を行うなど、山口県立大学社会福祉学部と山口県済生会は実習教育を中心に重層的な協力関係を築いてきた。

今後も、山口県済生会の所管する施設において、より積極的に山口県立大学の学生が、ボランティア活動を通じて施設利用者との交流を図り学習を向上させ、他方で、山口県済生会の職員の専門性向上のための研修会に本学部教員が協力し、山口県済生会の職員と山口県立大学教員と共同研究を行うなどすることで、更なる協力関係を築き、ひいては地域の福祉向上に大きく寄与できるものと考えられる。

こうした、協力関係をより組織的な取り組みとするため、今回山口県立大学と山口県済生会は「包括的な連携協力に関する覚書」を調印するものである。

包括的な連携協力関係



※社会福祉士は社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう（社会福祉士及び介護福祉士法第二条第一項）。

※精神保健福祉士は、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。